

東日本大震災に伴う生活福祉資金の特例貸付

(平成23年6月現在)

(特例福祉資金) 生活復興支援資金

東日本大震災により被災した世帯の生活の復興のために一時的に必要となる経費として貸し付ける資金

【貸付対象】

東日本大震災により被災した低所得世帯
(被災したことにより低所得になった場合も含む。)

【資金内容】

資金種類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
一時生活 支援費	生活の復興の際に必要な となる当面の生活 費	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内	6 月以内 (注 1)	最終貸付日 から 2 年以内	50 万円以下 …5 年以内 150 万円以下 …10 年以内	無利子	原則必要
生活再建費	住居の移転費、家具 什器等の購入に必要な 費用	80 万円以内		貸付日(一時生活 支援費と合わせ て貸付けている 場合は、一時生活 支援費の最終貸 付日)から 2 年以 内	250 万円以下 …15 年以内 250 万円超 …20 年以内	〔連帯保証人 がいない場 合は据置期 間経過後年 1.5%〕	
住宅補修費	住宅補修等に必要な 費用	250 万円以内					

(注 1) 貸付申込時に災証明書又は被災証明書の提出がない場合、貸付期間は 3 月以内。